

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成26年12月24日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

1 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

船員保険被保険者証カード作成等業務委託

約50,000枚

なお、予定数量は調達数を保証するものではない。

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 履行期限

平成27年2月20日（金）

(4) 納品場所

全国健康保険協会船員保険部

(5) 見積競争方法

契約は1枚あたりの単価契約とする。

見積金額については、納品までにかかる全ての費用を見込んだ単価（税抜）に上記の予定数量を乗じた総価とし、提出期限内に最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

なお、各契約希望単価（税抜）に予定数量を乗じて得た額に、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。

また、上記の額に消費税を乗じて得た額に、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。

2 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書配付場所

〒102-8575 東京都千代田区九段北4-2-1

全国健康保険協会本部 経理グループ 担当 岩崎 電話 03-5212-8214

※仕様書はホームページ上でダウンロード可

(2) 事前書類提出先及び仕様書の内容に関する問い合わせ先

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階

全国健康保険協会船員保険部 船員保険管理グループ 担当 東（ひがし）

電話 03-6862-3060

(3) 事前書類提出期限

日 時 平成27年1月19日（月）12時00分

(4) 見積書提出期限

日 時 平成27年1月20日（火）11時00分

3 その他

- (1) 見積競争に参加できる業者は、仕様書に記載の事前提出書類を提出し、審査に合格したものに限られる。また、合否の結果については平成27年1月19日（月）中に船員保険部から連絡する。
- (2) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (3) 見積書には、各契約希望単価を必ず記載すること。
- (4) 提出後の見積書の差し替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (5) 見積結果は当協会受付前に掲示する。（決定業者のみ別途、連絡する。）

船員保険被保険者証カード作成業務委託

仕 様 書

平成 2 7 年 1 月

全国健康保険協会船員保険部

船員保険被保険者証カード作成業務仕様書

1. 委託業務の概要

船員保険被保険者証カード（以下「被保険者証カード」という。）を作成し、全国健康保険協会船員保険部（以下「協会」という。）が指示する期日及び場所に、作成した納品物を梱包して納品する。

2. 印字テスト用試作品等の事前提出について

(1) 印字テスト用試作品

被保険者証カードは、関係機械に整合するための厳密な精度が要求されることから、入札参加前に印字テストを実施するものとする。

入札参加予定業者は、本仕様書「6. 仕様詳細について（1）基本仕様」に基づいて、契約数量とは別に印字テスト用の試作品（印刷加工を施していない白カード）10枚を作成し、平成27年1月19日（月）12：00（厳守）までに下記校正担当あて提出すること。

(2) 作業場所等届出書等

入札参加予定業者は、委託要領に記載のとおり、当該業務を受託した場合における総括管理責任者及び部署管理者の指定に係る承認申請書（ISO9001認証またはそれに準ずる資格を取得していることがわかる証明書の写しを添付すること（取得していない業者は、入札前に必ず下記校正担当に品質管理についての業者独自の規約等で定めている書類を提出して了承を得ること）、作業場所等届出書を作成し、平成27年1月19日（月）12：00（厳守）までに下記校正担当あて提出すること。その他、委託要領に定める書類の提出を要するものがあれば、作業場所等届出書等と併せて、提出すること。

(3) 印字テスト及び書類審査の結果通知

印字テスト及び書類審査の結果は、平成27年1月19日（月）中に通知するものとし、合格した業者のみ見積競争への参加を認めるものとする。

3. 予定数量

50,000枚

4. 納期

平成27年2月20日（金）

5. 納品場所

千代田区富士見2-7-2ステージビルディング14階
全国健康保険協会船員保険部

6. 仕様詳細について

(1) 基本仕様

カード媒体の規格は、日本工業規格 識別カードー物理的特性
J I S X 6 3 0 1 : 1 9 9 8 (I D - 1 型) 及び本仕様書に記載する仕様に準拠すること。

なお、カードに磁気ストライプ、及びエンボスは施さないものとする。

※ただし、エンボス加工の際に影響を及ぼすような素材は使用しないこと。

①材質（カード基材）

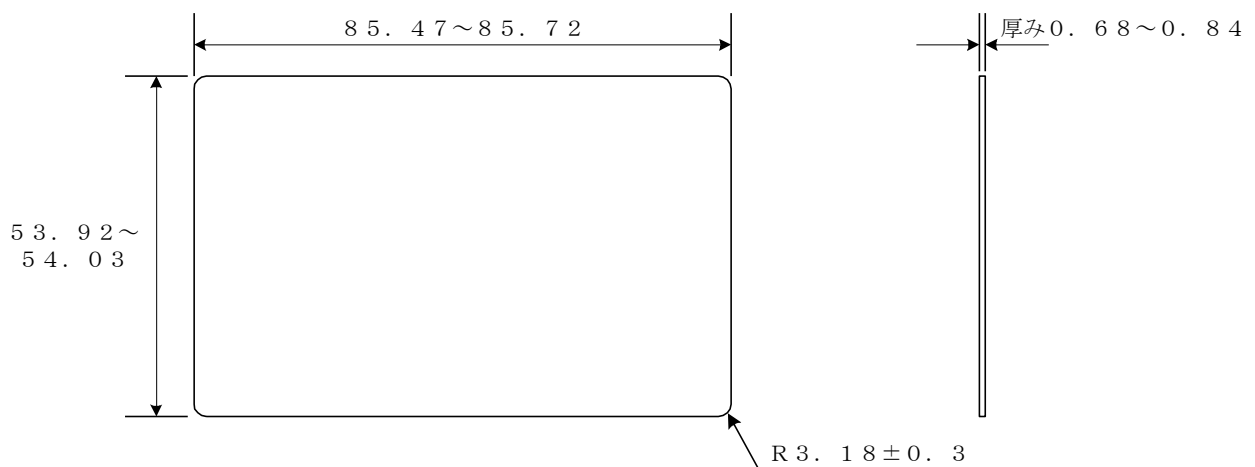
硬質塩化ビニルであること。

なお、印字／印刷特性については、ポリ塩化ビニル系素材（PVC）と同等の品質を確保すること。

※カードプリンタ（Evolis社製）で印字が可能であること等、同カードプリンタによる印刷に支障がないカードであること。

（平成27年1月19日まで、何度でも協会にて印字テストを行う。）

②寸法（単位mm）



③特性

項番	項目	特性
1	剥離強度	積層されたカードの各層間の剥離強度が6 N / c m以上であること。 ただし、保護層が剥がせず試験が出来ない場合はこの規定を満足しているものとみなす。
2	光透過濃度	カードは光透過濃度計によって光透過濃度を測定し、カード全域で1. 5以上であること。
3	毒性	通常取扱で毒性を示さないこと。
4	耐薬品性	以下の薬品に1分間浸せき後、水洗い自然乾燥を行い、物理的寸法、外観に異常がないこと。 ① 5%塩水噴霧 ② 5%炭酸ナトリウム水溶液 ③ 5%酢酸水 ④ 60%エチルアルコール水溶液 ⑤ 10%砂糖水 ⑥ B液 (I S O 1 8 1 7) ⑦ 50%エチルグリコール水溶液 (不凍液) 以下の薬品に24時間浸せき後、水洗い自然乾燥を行い、物理的寸法、外観に異常がないこと。 ① 塩水噴霧 ② アルカリ性人工汗液 ③ 酸性人工汗液

④表面状態

熔融型熱転写方式のカード発行機により表面に後印字が可能なこと。
なお、熱転写インクは専用のレジジン系インクを使用する。

※カード表面には、カード発行機による後印字に影響を及ぼす粉塵等の付着がないこと。

[参考] カード発行機により後印字した被保険者証カードの印字耐久性

- 耐エタノール試験

エタノール (9 5 % 以上 1 級未変性エタノール) を浸した綿布でカード表面を擦過

綿布の種類 : J I S L 0 8 0 3 に規定する単一繊維布 (I) 綿 (3 号)

綿布のカード接触面積 : 1 0 0 m m ²

加重 : 2 0 0 g

擦過運動 : 3 0 回 / 分 (2 0 0 往復)

本条件で試験後、印字文字が判読可能なこと。

- 落砂試験

カード表面に向けて、1回300gの落砂を10回実施する。

なお、砂の摩擦熱の影響を避けるため、各試験間のインターバルを1分以

上設け実施する。
 使用する砂 : 相馬標準砂(Soma Standard Sand)
 ノズル内径 : $\phi 4 \text{ mm}$
 カードのセット角 : 45度
 ノズル最下端とカードへの落下位置の距離 : 35 mm
 本条件で試験後、印字文字が判読可能なこと。

(2) 初期印刷仕様

項目		内容
共通事項	文字の印刷色	墨
	印刷文字フォント	別紙1参照
	印刷文字サイズ	別紙1参照
おもて面 特記事項	基本色(地色)	契約後、被保険者証カード(見本)を貸与
	模様	契約後、フィルム(地紋・パールインキ用)を貸与
	印刷位置	別紙1参照
	保険者情報	全国健康保険協会船員保険部 (詳細は別途指定)
	印影	全国健康保険協会船員保険部印 (詳細は別途指定)
	印影色	朱色(DIC158相当)
	パールインキ(色)	パールインキを表面積の25%程度の領域に模様として使用(色等の詳細は別途指定)
うら面 特記事項	基本色(地色)	白
	印刷位置	別紙2参照
	印刷内容	契約後、フィルムを貸与
	サインパネル	シルクスクリーン印刷(半透明) ※筆記特性として、油性ペン及びボールペンによる記載が可能なこと。(浸透性があること。) ※サインパネルの厚さは、 $10 \mu\text{m}$ 以下であること。
	サインパネル範囲	別紙2参照(原則うら面全面)

○ 初期印刷精度

製造ロット相互間を問わず、印刷の規定位置に下記の精度で印刷が可能なこと。

$$\pm 0.5 \text{ mm}$$

7. 精度試験用試作品の提出について

被保険者証カードは、関係機械に整合するための厳密な精度が要求されることから、本作成前に精度試験を実施するものとする。

受託業者は、本仕様書「6. 仕様詳細について（1）基本仕様、（2）初期印刷仕様」に基づいて、契約数量とは別に精度試験用試作品20枚を作成し、下記校正担当あて提出すること。

この精度試験に合格しなければ、本作成に取り掛かることはできないこととする。

8. 梱包について

委託業者において作成した被保険者証は、梱包し納品すること。

（1）梱包材の調達

梱包に必要な帯封、内装紙箱、及び外装段ボール箱は、委託業者にて調達する事。

①帯封の仕様（被保険者証200枚単位に帯封）

- ・帯封済の状態、帯封の開封方法が記載されていること。
- ・帯封は、紙粉等のゴミが出にくく、カード重量で容易に切れない素材であること。
- ・運搬時のこすれにより発生する静電気を最小限にするため、帯封のたるみ等が発生しないための手段が施されていること。

②内装紙箱の仕様（帯封済の被保険者証200枚収納）

規格：コート白ボール（メートル坪量400g/m²）

寸法：（約）55mm×90mm×167mm

③外装段ボール箱の仕様（内装紙箱10箱収納）

段ボールシートの種類：両面段ボールシートJIS2種

箱の形状：0201

箱の寸法：（約）128mm×470mm×170mm

- ・外装段ボール箱の上面および連なる2側面に、ラベルを貼ること。
- ・ラベルには、帳票名、数量、製造会社名、製造年月を記載すること。
- ・外装段ボール箱は留め金加工不可とする。

（2）その他

- ・梱包にあたっては、梱包材の紙粉等を被保険者証に付着させないための措置を施すとともに、梱包前には必ず除電処理を行うこと。

9. 被保険者証カードの管理について

被保険者証カードの製造・保管・搬送の過程における紛失・盗難

等を防止する措置を講じること。

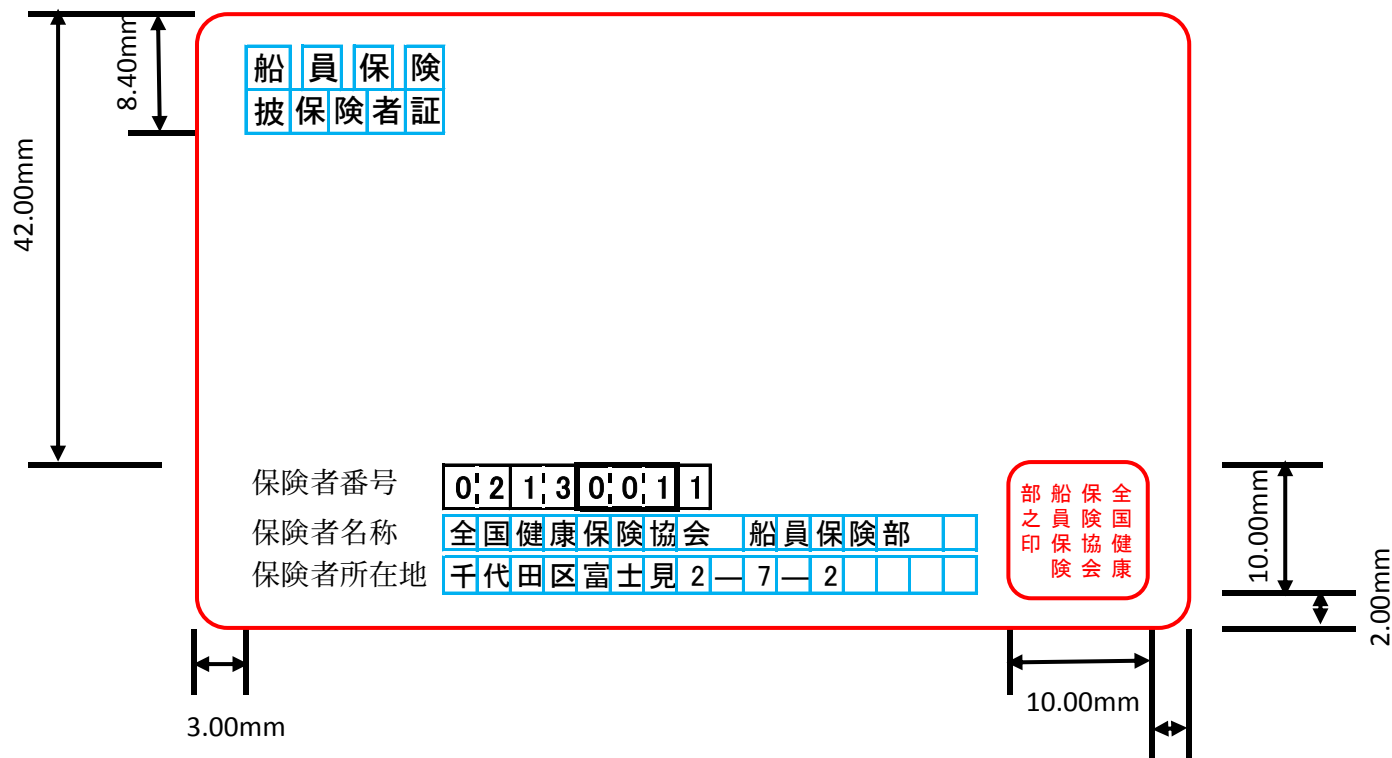
被保険者証カードを廃棄する際は、廃棄物として搬出する前に自社工場内で破砕処理を行うこと。

10. その他

- (1) 本仕様書の内容（校正原稿作成及びサンプル品の納品、梱包、発送に要する経費等）にかかる全てを経費として見込むこと。
- (2) 帳票の印刷内容については、見本を参照のこと。
- (3) 帳票の原稿については、契約後速やかに引き渡すものとする。
- (4) 著作権については、協会に帰属することとする。
- (5) この仕様書に記載されていない判断を要する事項については、その都度校正担当と協議すること。

11. 校正担当

全国健康保険協会船員保険部 船員保険管理G
東（ひがし）
連絡先 03-6862-3060



船員保険
被保険者証

—字間310
—字間—12 平成角ゴシック文字10.8pt

保険者番号
保険者名称
保険者所在地

[Grid of 12 empty boxes for name]

[Grid of 12 empty boxes for address]

リユウミンR-KL
文字8pt
文間—35

—リユウミンR-KL 文字8pt 文間—40 □は2.71mm×2.71mm

—数字フォントM中ゴシックBBB 文字12pt 全角文字 文間—120
—細ケイ 0.25pt(0.18mm) / 太ケイ0.71pt(0.25mm) / 破線ケイ0.25pt(0.18mm)
□は3.73mm×3.73mm

被保険者証うら面 初期印刷レイアウトフォーム（参考）

注意事項 診療を受けようとするときは、この証をその都度保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所

※ 以下の欄は臓器提供に関する意思を表示する欄として使用できます。記入する場合は、該当する1～3の番号を○で囲んだ上で臓器を○で囲んで下さい。

1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
 (×をつけた臓器は提供しません。)
 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
 (×をつけた臓器は提供しません。)
 腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

《白筆署名》 _____ 《署名年月日》 _____ 年 ____ 月 ____ 日

85.72 mm

54.03 mm

※ うら面については、原則全面に半透明のシルクスクリーン印刷（サインパネル加工）する。

※ 参考画像のため実際の印刷内容とは相違する。

船員保険被保険者証カード作成業務
委託要領

平成 2 7 年 1 月

全国健康保険協会船員保険部

船員保険被保険者証カード作成業務委託要領

1. 委託業務の概要

契約書及び仕様書等に基づき、船員保険被保険者証カードを作成し、全国健康保険協会船員保険部（以下「協会」という。）が指示する期日及び場所に、作成した納品物を梱包して納品する。

2. 委託条件

(1) 体制の整備

受託者は、委託業務の実施に先立ち、必ず、ISO9001認証またはそれに準ずる資格を取得していること。取得していない業者は、入札前に必ず協会に品質管理についての業者独自の規約等で定めている書類を提出して了承を得ること。これを前提とし、業務実施体制の整備として、次に掲げる措置を行うこと。

①総括管理責任者の設置

委託業務に従事する者の服務等の監督に関する総責任者（総括管理責任者）を設置し、以下の業務を行わせること。

- ア) 部署管理者の任命
- イ) 部署管理者からの報告徴収及び助言・指導
- ウ) その他委託業務全体の監督に関すること

②部署管理者の設置

委託業務の実施を行う部署毎に、委託業務の処理、委託業務に従事する者の服務等の監督に関する管理者（部署管理者）を設置し、以下の業務を行わせること。

- ア) 納品物の管理
- イ) 納品物の保管場所の指定及び管理
- ウ) 総括管理責任者に対する報告
- エ) その他納品物の品質管理に関すること

③点検管理者及び点検担当者の設置

委託業務の実施を行う部署毎に、品質点検を行うための点検責任者及び点検担当者を指定し、点検計画の策定及び点検の実施を行うこと。

また、点検責任者は、点検の実施後において、取扱規程違反等、不適切な取扱いを把握したときは、速やかにその改善を行うこと。

④監査責任者及び監査担当者の設置

受託者は、納品物作成の取扱業務を実施する部署以外の部署から、監

査責任者及び監査担当者を指定し、監査計画の策定及び監査の実施を行うこと。

⑤納品物に不備や品質に問題のあるもの等が発生した場合の対応体制

納品物に不備等が発生した場合に対応するため、次に掲げる体制を整備すること。

ア) 対応部署等の指定

イ) 納品物の再作成体制

ウ) 納品物の作成不備等による影響及び原因の調査体制

エ) 再発防止策、事後対策の検討体制

オ) 協会への報告体制

⑥総括管理責任者及び部署管理者の指定に係る承認申請

受託者は、総括管理責任者及び部署管理者の指定について、委託業務の入札前までに、協会に対して、指定者とその者の役職、今回の委託業務に対する業務内容と通常の業務内容等を記載し、その承認を申請すること。

(2) 第三者への再委託

①第三者への再委託

納品物の作成にあたり、第三者への再委託をしてはならない。ただし、予め協会より承認を受けた場合は、この限りではない。

なお、承認の申請にあたっては、入札前に第三者請負承認申請書、第三者再委託を行う理由と再委託先について安全性の確保の点で支障がないと判断した理由書、再委託先の会社概要、再委託先の具体的なセキュリティ要綱、再委託先との委託要領案及び委託契約書案を提出し、協会の承認を得ること。また、入札後に、実際の委託要領及び契約書の写しを協会に提出すること。

受託者の当該書類提出がない場合は、自社のみで業務を行うと判断することとし、万が一、当該書類の提出なく第三者再委託を行っていることが判明した場合、当該委託業務の支障等により、協会は損害賠償請求を行うものとする。

②再委託先の監督

協会は、受託者が再委託先の監督を適正に行っていることを監督するものとする。また、協会は必要に応じて再委託先の監督を受託者に求めることができるものとする。

③再委託における遵守事項

再委託にあたっては、以下の事項を遵守すること。

なお、再委託先が受託者との契約書及び委託要領に違反した場合については、再委託の承認を取り消すものとする。

ア) 再委託先に対する委託要領については、この委託要領に定める「委託条件」を必ず規定すること。

イ) 再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。

- 受託者の再委託先に対する監督・監査・報告徴収に関する権限
- 協会が再委託先の監督・監査を求めることができる事項
- 再々委託の禁止
- 納品物の品質不備等が発生した場合の受託者の責任

(3) 納品物の安全性の確保

① 作業場所等の承認

作業場所及び保管場所については、仕様書において指定した期日までに「作業場所等届出書（様式1）」を協会に届け出、承認を得ること。

なお、第三者へ再委託する場合、再委託先の作業場所及び保管場所については、入札前に「作業場所等の届出書（様式1）」を協会に届け出、承認を得ること。

② 作業場所等の条件の確認

①により、承認を受けようとする作業場所及び保管場所については、日本国内とすること。

なお、作業場所等の条件については、協会は契約締結後、いつでも確認できるものとする。

③ 納品物の管理

納品物の製造・保管・搬送の過程における紛失・盗難等を防止する措置を講じること。

納品物を廃棄する際は、廃棄物として搬出する前に自社工場内で破碎処理を行うこと。

(4) 立ち入り検査

協会は、いつでも受託者の作業状況等について立入検査を行うことができるものとする。

(5) その他

① 作業状況の把握

作業状況については、責任者が常に把握し、作業工程における問題が発生した場合は、発生状況、原因等について把握し、事故処理状況等を速やかに協会に報告し、指示を仰ぐこと。

② 納品物の提出

本委託業務において作成した納品物、帳票等は、協会の求めに応じて適宜提出すること。また、協会の判断で、納品物の不備や品質に問題のあるものについては、協会の指示により、必ず、期日までに再作成を行うこと。なお、これらの事象により発生した再作成についての費用は、受託者が負担することとする。

③ 損害賠償

協会は、受託者が納品物の品質等受託者の責に帰する事由により協会に損害を与えた場合、受託者の契約違反が判明した場合には、契約解除、一定期間の指名停止等の処分を行うとともに、損害賠償請求を行うものとする。

作業場所等届出書

平成 年 月 日 提出日 年 月 日
承認日 年 月 日

届出者	印		所在地	担当者	(Tel)	(夜間Tel)
			(Tel)			
事由	1. 新規	変更の 場合	変更前の承認年月日		変更の事由	
	2. 変更		年 月 日	1. 移転 2. 増改築 3. その他()		
作業場所名	(届出者の業者所有の作業場であること)		所在地	責任者	(役職)	
	(Tel)		(Tel)		(Tel)	
機 械 整 備 等	機 器		台 数	機 種 等		
			台 台 台 台 台 台 台 台			
従 業 員 数	職 種	人 員	平均経験年数		職 種	人 員
保 存 場 所	場 所		構 造	面 積	施錠等の責任者	火災、盗難に対する設備
そ の 他 特 記 事 項	(夜間の警備等)					